

“和”の社会 と ディベート

①

ディベートとは何か

野村美明

(大阪大学法学部助教授)

連載

1. ディベートとはなにか

最近、日本のテレビや週刊誌で「ディベート」がはやっている。昨年、日本テレビのある番組で「まずNOという—アメリカにみるディベート訓練」というテーマで、アメリカの小学校から大学までのディベート教育の実際を放映した。たまたま私もこの番組に出演しており、あの雄弁の誉れ高いデーブ・スペクター氏と対談したのだが、そこで、日本人がディベート下手なのはなぜかということが話題になった。スペクター氏が「日本語には曖昧な表現が多いからだ」と主張したのに対し、私は「日本語の問題ではなくその使い方が悪いからだ」と主張したのである。

スペクター氏と私の間には、「日本人がディベート下手なのは日本語に曖昧な表現が多いからだ」という論題をめぐって意見の対立があり、双方が議論を交わしたのだが、このような議論はディベートとはいえない。なぜならば、しゃべる順番や持ち時間についてのルールがなかったし、双方言いっぱなしで終わったからである。

最近 NHK で、立花隆の司会による「脳死・生と死の選択～日本で心臓移植は可能か」と題する討論会があったが、ここでも発言の順番と時間制限がなかったために、結果としてそれぞれの分野での権威の先生に優先的に発言の機会と時間を与えたという印象が残った。「脳死を人の死と認めるか」、さらに「脳死者の心臓を移植することを認めるか」という重要な争点について、参加者一人ひとりの意見は興味深かっただけに、相手の議論に対する的確な反論があればもっと問題の本質に迫れたのではないかと惜しまれる。

ディベートとは、ある争点について、ルールに従って議論を闘わせ、勝敗を決するという一種の「コンテスト」である。女性美や男性美(?)を競いあうのもコンテストであるが、英語では訴訟で争うこともコンテストという。遠山の金さんが警察、検察、証人と裁判官を兼ねていた時代と違い、現代の訴訟では、対立する両当事者が、それぞれ自分に有利な法律上・事実上の主張をルールに従って出し合い、これにもとづいて中立の第三者である裁判所が決定を下すというやり方(これを「当事者対抗主義」または「対審主義」という)がとられている。⁽¹⁾訴訟はまさに、ディベートが社会で実際に用いられている代表的な例なのである。

2. 訴訟社会と「和の社会」

ディベートの本場は、現在ではなんといってもアメリカである。アメリカでは、ディベートの典型例は議会と裁判所に見いだすことができる。

アメリカ議会については、日本の国会との比較で後にとりあげることにして、ここでは裁判所における訴訟について考えてみよう。

アメリカの裁判所での訴訟の進め方はディベートのモデルともいえ、また、裁判に関わる法律家たちによってディベートの方法論や技術が磨きあげられたのである。リンカーン大統領もディベートの達人として名高いが、かつては名うての弁護士であったといわれる。彼の法廷弁論の巧みさを示すものとして、検察側の証人が、月の光で被告人の犯行を見たという日が、実は闇夜であったと証明して勝訴した

というエピソードがあるほどである。もっとも、これが実話かどうかはわからないが。

アメリカは訴訟社会だといわれる。日本の感覚からみればあまりにも些細なことが「裁判沙汰」になり、法外な損害賠償が認められてしまう。中古のプレス機で指を切斷してしまった従業員が、働いていた会社と機械を輸入した商社、そして機械を製造した日本のメーカーを訴えた事件で、アメリカの裁判所が日本のメーカーに8万6000ドルの損害賠償を命じた事件があったが、これは1974年のことである。⁽³⁾ 1980年代には損害保険料の高騰により保険の危機が叫ばれたほどである。

これに対して、日本は話し合い社会だといわれる。隣人とのもめ事から企業間の取引に関わる紛争にいたるまで、まずは当事者間の話し合いで解決すべきであり、それでもだめならば親しい第三者にあっせんや仲介をしてもらって解決する。しかし、ことを裁判に持ち込むなどもってのほかだというのである。⁽⁴⁾

訴訟社会アメリカと比較して、日本人は訴訟嫌いだという見方は、日本人自身の間でも支持者が多いようだ。私がアメリカの大学に滞在していたときにも、日本からの留学生はいうにおよばず、講演にやってきた日本の国際人のなかにも、「われわれ日本人は訴訟が嫌いだ。なぜならわれわれは和を尊び争いを好みないからだ」と説く人がいた。

私自身は訴訟が嫌いでないし（飯の種もある）、和を尊ぶ一方で、もめ事大好き人間であるので、このような説明にはついていけない（「We, Japanese ……」というような過度的一般化による議論をすると、その人の知的レベルを疑われるか、あるいは本当に日本人みんながそうならば、不気味がられるのが関の山である）。

もっともこのような発言の裏には、「日本人はみんなで話し合って協調するからエクセント・カンパニーが多くなるのに、アメリカ人は敵対的企業買収（M&A）や訴訟や対立制裁などやってるからだめになる」という思いが込められているのだろう。もっとも、企業間で話し合って協調するといえば、悪くすれば、日本企業は「談合」による不公正な取引

方法で競争者を排除しているから強いのだと受け取られるおそれもある。

いずれにせよ多くの日本人が、競争や対立に違和感を覚え、ハーモニーの精神に親近感を感じているとすれば、対立と競争の社会アメリカの、対立と競争のための武器であるディベートが、この地で受け入れられる余地はあるのだろうか。

3. 日本における「ディベート」

(1)図書データベースによる日米比較

ディベートに関する書物が日本でどれくらい出版されているかというデータがあれば、日本の社会におけるディベートのあり方をはかる一つの材料になるだろう。文部省の学術情報センターのデータベースで検索してみると、1974年から1990年までに29冊のディベート関係の本が出版され、同時に国会図書館に納められていることがわかった。検索キーワードは「討論法」である。つまり「ディベート」は少なくとも「討論法」の一部であると考えられていることになる。

この29冊のうち12冊が、英語ディベートに関するものと外国の書物の翻訳であった。残りの17冊の中でディベート入門書とハウツーものでないものは、わずかに3冊であった。⁽⁵⁾ これに対して、アメリカの議会図書館所蔵のデータベースによれば、だいたい上と同じ期間に出版されたディベート関連書が約100冊あり、ハウツーものよりも、索引、参考文献リストのついたディベートの教科書、または研究書が目につく。

さらに、アメリカでは、いま挙げた一般的なディベートの他に、法廷でのディベートに関する書物が「法廷科学 (forensic)」の項目で多数収録されている。日本では法廷科学イコール法医学だと思われているので、この項目には弁論は含まれていない。⁽⁶⁾

このデータから、日本の最近のディベート・ブームも、いまだ社会に浸透するところまではいたっていないものと推測される。

(2)社会的道具としてのディベート

ディベートは、それを何のために用いるのかによってさまざまな形をとる。熱心な先生たちによって、

小・中学校の授業に取り入れられているディベートは、ある科目的重要な論点について、教師がジャッジ（英語では裁判官のこともジャッジという）となり、学生に自由に討論させる形のものから、ルールにもとづいた、より厳格な手続きによるものまで、まさに教育の目的、教科の種類などによっていろいろな種類が考えられる。

もう少し広い視点でみれば、教育的ディベートも、ディベートを使って教育するものと、自己決定ができる責任ある市民をつくるためとか法律家の養成のためというような、ディベート的発想、技術の養成を目的とするものがある。

後者のディベート教育は、最終的にはディベートが社会のいろいろな場所で実際に用いられること、または用いられるべきであるということを前提にしている。

ところが、日本のいまの現状では、こうしたディベート教育が実際の社会で生かされることはまれである。教育現場、あるいは自主的サークルなどで、実社会の利害と一応切り離された狭い意味のゲームとして実践されるディベートが、実際の利害得失と密接に結びついた一つの社会的ゲーム、社会的道具として発展していかないのである。

アメリカでは、裁判所における当事者対立的な法廷弁論としてのディベートが、たとえば企業間の交渉

のモデルとなっている⁽⁷⁾。これが国際的交渉で日本側を悩ます一つの大きな原因だともいえよう。

これに対して日本では、法廷弁論としてのディベートは裁判所にとどまっており、外の社会に影響を与えることはほとんどない。裁判官も決して裁判所外の社会ではディベートをやらないし、交渉の席でディベートなどをやりだす弁護士はあまり好まれない。弁護士が出ていくと相手方から、「そんなおおげさなことではないんですが」といやみを言われたり、悪くすると「当事者同士の話し合いになぜ弁護士が同席してるんだ」と気分を害されたりすることがよくある。おそらく弁護士＝訴訟＝非友好的というイメージができあがっているためであろう。

アメリカのディベートの教科書には、ディベートの実社会での応用として議会ディベートがあげられている。テレビなどで議員たちが丁寧発止とやり合う光景をご覧になった方も多いと思う。

議論の内容はともかくとして、相互に違う立場から意見を述べあう中からこそ真実に接近することができ、より正しい結論に到達できるという考えがここに生きているといえよう（これは先ほど述べた訴訟における当事者対抗主義の考え方でもある）。日本の国会での「質疑」や「討論」とは大変な違いである。しかもその多くが、野党も含めて、官僚が入念に準備し、打ち合わされたシナリオに従って進行



するのであるから、これをディベートはいうにおよばず、論戦や討論と呼ぶこともはばかれるほどである（地方議会でもこれは変わらない）。

もっとも、「国対政治」といわれるよう、重要事項は、憲法や法律の裏付けがない「国会対策委員会」などの非公式な場所で決定されるから、国会とりわけその本会議は儀式化していくのも当然といえる。このような政治家の傾向は、密室政治と批判されてはいるが、法律や規則に縛られた公式の場では討論したくない、開かれた場所では「本音がいえない」という多くの日本人の習性と変わるところがないのである。

アメリカの議員選挙や大統領選挙での公開ディベートが、選挙の行方を占う重要な指標となることは

いうまでもない。まさにディベートが民主主義の機能を保証するものとして位置づけられているのである。わが方の「立会演説会」や「政見演説」で選挙の勝負が決まると思う人はほとんどないと対照的である。さらにこの議会ディベートは、会社の取締役会から学生自治会、PTA の会合にまで応用されているのである。これにくらべると、われわれの回りにはディベートはないと同然である。議論さえもほとんどないのである。

この社会でディベートが必要というからには、まずは現状のどこがいけないかが問われるべきであろう。以下では、最近の「日本異質論」や「日本叩き」を例証として用いながら、この問題を考えてみることにしよう。

注

- (1) 日本の民事事件、刑事事件でこのルールとなるのが、それぞれ「民事訴訟法」「刑事訴訟法」という法律である。
- (2) 「当事者対抗主義」は、英語で“adversary system”という。“Adversary”とは「敵」のことで、ちなみに、アメリカ議会が日本の貿易のやり方のことを“adversarial trade”つまり「敵対貿易」と呼んだことは記憶に新しい。
- (3) このケースは、わが国でも立法化の動きがある製造物責任法一製造物の欠陥から生じた損害についてメーカーに無過失責任を負わせる法理の一適用された一事例である。
- (4) 昭和51年に行なわれた調査によると、「訴訟や調停などについて、あなたはどの意見に近いですか」という質問に対して、「訴訟をするほうがよいと思えばどんどんすべきだ」という回答が8.1%、「訴訟をするのはあまり好ましくないが、調停や裁判所での公的な話し合いならよい」が42.7%、「できるだけそういうことをしないで、私的な話し合いで解決するよう努力すべき」が41.3%であった。日本文化会議編『現代日本人の法意識』（第一法規、昭和57年）による。企業に対する調査については、別冊『NBL16』（昭和61年）による。
- (5) 希少価値があるので書名を挙げておこう。小

林喜三男、荒木茂総著『論理的思考を高める表現指導』（一光社、1974年）、石黒修『「討論」で授業を変える』（明治図書出版、1988年）および足立幸男『議論の論理：民主主義と議論』（木鐸社、1984年）がそれである。論理学や哲学の分野でも議論の分析はあるが、社会で実際に用いる技術としてのディベートを学問的に研究したのは、最近では足立氏のものが唯一ということになる。あとの2冊は学校教育用におもに教師に向けて書かれたものであるが、いずれも著者たちの教育者としての熱意が感じられるだけではなく、平易な日本語で書かれた日本人のためのディベート入門書としても役立つと思われる。

- (6) ちなみに、弁論に関する日本の書物は1974年以降わずか5冊しか発見できなかった。死因や血液型鑑定などの法医学の成果は、法廷での検察と弁護人、原告側と被告側との対立的な弁論を通じてはじめて真実により近づくための証拠と認められるのである。
- (7) もっともこれは交渉の担当者の多くが法律家、特に弁護士であることにもよる。彼らが余りにも「当事者対抗主義」や形式的ルールと法律的発想にこだわるために、紛争の根底にある当事者の眞の利益が見失われがちだという批判もある。

経済広報センター だより

1991年7月号 NO.142

●ピリッと一言

"絶対善"の神話を放棄せよ

アンドリュー・ホルバート

表2

●広報立見席

座標軸

1

牧野義司

●フリートーク
フォーラム**あらためて企業のあり方を問う**

4

各界各層160人による自由討議

●広報世相学

映像情報時代の対外広報政策

13

鶴木 真

●調査

働く女性と暮らし

14

落合 良

●広報へのヒント

学生の考える21世紀の企業像

18

津曲朝子

●視点・観点

"和"の社会とディベート(1)

20

野村美明

●生活者からの
メッセージ**住生活について**

24

—生活実感レポートから

●PA・TOPICS

2

●企業広報ニュース

28

●経済広報センターニュース

30